

旭南市営住宅４、５号棟住宅用火災警報器取替修繕 仕様書

本仕様書では、甲とは秋田市をいい、乙とは受注者をいう。

1 名称 旭南市営住宅４、５号棟住宅用火災警報器取替修繕

2 履行場所 秋田市旭南一丁目１１番 旭南市営住宅４、５号棟

3 履行期間 契約日から令和７年１０月３１日

4 業務目的

本修繕は、旭南市営住宅住戸内に設置されている電源式の火災警報器を撤去し、電池式の火災警報器に更新するものである。

5 修繕内容

火災警報器取替

団地名	棟番号	階数	火災警報器 個数		仕様
			熱式	煙式	
旭南市営住宅	4号棟 (30戸)	5	30	60	次の(1)～(4)のとおり行うもの。 (1) 既存の住宅用火災警報器(電源式、煙式、AC100V)を撤去し、住宅用火災警報器(電池式、単独型、煙式)を新設。150個 (2) 既存の住宅用火災警報器(電源式、熱式、AC100V)を撤去し、住宅用火災警報器(電池式、単独型、定温式)を新設。60個 (3) 配線のみ撤去。 (4) コンセントボックスおよびコンセントプレートは存置。
	5号棟 (30戸)	5	30	90	

6 修繕における特記事項

- (１) 既設位置に火災警報器を新設すること。
- (２) 入居者との連絡調整は、甲と協力しながらチラシ等を配り適切に行うこと。

- (3) 入居者の生活スペースに立ち入るため、入居者、市営住宅管理人および甲とよく打合せを行うこと。
- (4) 家具等の移動を伴う場合は、傷等をつけないよう注意して行うこと。
- (5) その他については、消防法に従うこと。
- (6) 全戸の火災警報器の着工前と取替後の設置状況がわかる写真を撮ること。
- (7) 新設器機の実動作試験および絶縁抵抗測定を行うこと。

7 法令等の遵守

乙は、本修繕の実施に当たっては、法令および条例等を遵守しなければならない。

8 守秘義務

乙は、本修繕の実施過程で知り得た秘密を甲の許可なしに第三者に漏らしてはならない。本修繕終了後も同様とする。

9 成果物

本修繕の成果物は次の通りとし、1部およびPDFデータ（CD-R）を提出することとする。

- (1) 修繕完成写真
- (2) 実動作試験結果表
- (3) 絶縁抵抗測定結果表
- (4) その他甲乙協議の上、必要と認められる資料等

10 検査

本修繕は、甲の検査合格をもって完了とする。

11 その他

本修繕を履行するにあたり、定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定め業務を進めるものとする。